

人権の視点_第5回審議会検討結果

- ① 人権の視点（第3条第1号）
 - 市民の意見を聞く手法について
 - パブリックコメント等
 - 公開討論会
 - 市民意識調査の活用
 - ・・・客観的なデータの検証
 - 地域での取り組み
 - ・・・各まち協、自治協の人権部会に意見を聞く
 - 若い世代の声
 - ・・・中学生・高校生へアンケート
 - 専門的見地からの意見を求める手法について
 - 人権政策審議会
 - ・・・市の人権まちづくりにおいて具体的な計画を検討する場に意見を求める
 - 大学等の専門家に意見を求める
 - 国、他自治体の法令を参考にする
 - ・・・憲法、人権三法、県条例等

- ◇ いくつかの手法が考えられる中、客観的な形で議論を進める必要がある。
- ◇ 客観的な事実、データを確認しながら、検討を進める。
- ◇ 市民の意見として、市民意識調査等を活用する。
- ◇ 専門的見地として、国の法整備（人権三法）の動向や他自治体の条例を参考に
にする。